

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年5月13日 |
| 【会社名】 | 株式会社ネクソン |
| 【英訳名】 | NEXON Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 オーウェン・マホニー |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区新川二丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3523)7911(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部長 阿部 康二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区新川二丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3523)7910 |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理本部長 阿部 康二 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 8,503,290,000円 |
| | (注) 1. 本募集は、平成28年3月29日開催の当社定時株主総会の決議及び平成28年5月10日の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額はストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。また、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書の提出時の見込額であります。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月10日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、参照書類について、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月12日関東財務局長に提出し、また、事業年度第15期第1四半期(自平成28年1月1日至平成28年3月31日)が平成28年5月13日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第14期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年3月30日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月30日関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第14期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年3月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第15期第1四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年5月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月30日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月12日関東財務局長に提出